

案

〇〇第　　号
年　月　日

〇〇〇〇〇　　様

福岡市長　〇〇　〇〇
(博多区総務部総務課)

行政財産目的外使用許可書

令和〇年〇月〇日付で申請があった福岡市行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項及び福岡市公有財産規則第25条の規定に基づき、下記により許可します。

記

(使用許可財産)

第1 使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福岡市博多区役所庁舎1階カフェコーナー店舗
- (2) 所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
- (3) 数 量 23. 68 m²
- (4) 使用部分 別図のとおり

(使用する用途)

第2 使用者は、別紙「福岡市博多区役所庁舎1階カフェコーナー店舗運営要綱」に定めるところにより、使用財産を使用しなければならない。

(使用許可期間)

第3 使用許可期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

2 使用許可の更新を受けようとするときは、使用期間満了の30日前までに継続許可申請書を提出しなければならない。

(使用料及び延滞金等)

第4 使用料は金〇〇〇〇円とし、本市の発行する納入通知書により、第7に規定する納付期限までにその納付額を本市の指定する金融機関に納付しなければならない。ただし、第5により使用料が改定された場合は、当該金額を使用料とし、差額については、追加徴収する。

2 使用料を納入期限までに納付せず、督促を受けた後に納付する場合は、その納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該使用料（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）とするが、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）を乗じて得た額に相当する延滞金（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。ただし、使用料の額が2,000円未満である場合又は延滞金の額が1,000円未満である場合においては、徴収しない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、本市が還付することが適当であると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付できるものとする。

(使用料の改定)

第5 市長は、経済情勢の変動、福岡市行政財産関係条例及び規則等の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要がある場合には、使用料を改定することができる。

(経費の負担等)

第6 使用者は、使用財産に附帯する電気設備等の使用に必要な電気料等（以下「経費負担料」という。）を負担しなければならない。

2 前項の経費負担料は、本市の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までにその指定する金融機関に納付しなければならない。

3 経費負担料を納付期限までに納付せず、督促を受けた後に納付する場合は、第4第2項の規定に準じて算出した額の延滞金を徴収する。

(納付期限等)

第7 使用料の納期、納付期限、及び納付金額は次のとおりとする。

| 納期 | 納付期限 | 使用料 |
|-----|-------|-----|
| 第1期 | 年 月 日 | |
| 第2期 | 年 月 日 | |
| 第3期 | 年 月 日 | |
| 第4期 | 年 月 日 | |

(物件保全義務等)

第8 使用財産は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全のため、通常必要とする修繕費その他の経費はすべて使用者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9 使用者は、使用期間中、使用財産を第2に規定する用途以外の用に供してはならない。

2 使用者は、使用財産について、修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、事前に書面をもって市長の承認を受けなければならない。

3 使用者は、使用財産を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない。

(届出事項)

第10 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに書面をもって市長に届け出なければならない。

- (1) 使用者の名称又は住所に変更があったとき。
- (2) 行事等により通常の使用と異なった使用をしようとするとき。
- (3) 使用の期間を短縮し、又は使用を廃止しようとするとき。
- (4) その他使用許可申請事項に変更があったとき。

(使用許可の取消又は変更)

第11 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

- (1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が、許可条件に違反したとき。

(3) 使用者が、故意又は過失により使用財産に損害を与えたとき。

2 前項の規定により、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更した場合において、使用者に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(暴力団等関与に対する使用許可の取消)

第 12 市は、使用者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、使用許可の取消しをすることができる。この場合において、取消しにより使用者に損害があつても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「条例」という。）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 役員のうちに暴力団員に該当する者がいる法人

(3) 次に掲げる条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

ア 暴力団員が経営に事実上参加している事業者

イ 暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながらその者を雇用・使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(原状回復)

第 13 使用者は、使用期間が満了したとき又は第 11 及び第 12 により許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認した場合は、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は何等異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 14 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、速やかに市長に報告すると共に、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害の賠償については、第 13 の規定により使用財産を原状に復した場合は、この限りでない。

2 使用者は、使用財産の使用により第三者に損害を与えた場合は、その損害の賠償の責を負わなければならない。

3 前 2 項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため、本市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 15 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用があつても、これを市に請求することができない。

(実地調査等)

第 16 市長は、使用財産について、隨時実地を調査し、使用者に対して資料の提出又は報告を求め、その他使用財産の維持使用に関し必要な指示をすることができる。

(疑義の決定)

第 17 本許可に関し、疑義のあるときその他使用財産の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。